

北部九州・古着地域循環推進協議会規約

(目的)

第1条 北部九州の区域内で発生した古着を株式会社エヌ・シー・エスがリサイクルすることにより再生繊維材料を製造（以下、「古着リサイクル事業」という。）する。

当該再生繊維材料を原料として自動車内装材を製造する企業が、北部九州に立地するトヨタ、日産、ダイハツの自動車メーカーに自動車内装材用として供給することにより、古着を地域内で着実に資源として循環する高度な地域循環圏を形成するとともに、2Rを重視したライフスタイルへの転換を図ることにより、質の高い循環型社会と低炭素社会の統合的取組みを具現化することを目的とする。

(協議会の設置)

第2条 多様な関係者の参画を促し、相互の連携・協働により前条の目的を達成するために、北部九州・古着地域循環推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 古着リサイクル事業に必要な古着調達の促進に関する業務
- (2) 古着リサイクル事業に関係する者の相互連携・協働の促進に関する業務
- (3) 古着リサイクル事業を促進するための共同PR等に関する業務
- (4) その他協議会の目的に資する事業

(協議会への参画)

第4条 協議会は、古着リサイクル事業の原料となる古着の調達に協力する、個人又は事業者（以下「事業パートナー」という。）の参画を幅広く募集するものとする。

2 事業パートナーとなろうとする者は、協議会規約に同意の上、別に定める申請書を協議会に提出するものとする。

3 協議会は、前項で提出された申請書を審査し、協議会規約に適合していると認めるときは、協議会参画を了承し、事業パートナーと協定書を締結するものとする。

4 第5条第2号、第3号及び第5号に該当する者は、古着リサイクル事業に参画するに当たり、協議会と協定書を締結する。

5 古着リサイクル事業に恒常的に参画できる者は、第3項及び第4項により協定書の締結を完了した者に限る。

6 事業パートナーは、相互に連携・協働して古着リサイクル事業を実施するため、必要に応じて用品購入等に係る経費を負担する。

7 事業パートナーは、協議会を脱退する場合、別に定める脱退届を提出するものとする。

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 株式会社エヌ・シー・エス
- (2) 北九州市
- (3) 古着リサイクル事業に参画する自治体
- (4) 事業パートナー
- (5) その他、古着リサイクル事業の促進に資する者

(協議会の役員及び職務)

第6条 協議会に、会長と理事を役員として置く。

- 2 会長は株式会社エヌ・シー・エス代表取締役社長とし、協議会を代表し、業務を統括する。
- 3 理事は北九州市環境局長とし、会長と共同して、協議会の適正かつ円滑な運営のために必要な業務を行う。

(協議会の運営)

第7条 協議会の運営に関する事項は、第5条第1号及び第2号に掲げる会員の合議により決定するものとする。

- 2 第5条第3号から第5号までに掲げる会員は、必要に応じて随時、協議会の運営等について意見を述べることができる。
- 3 前項の意見があった場合、前条第1号及び第2号に掲げる会員は、当該意見を真摯に受け止め、最善の運営方針となるよう努めるものとする。

(暴力団関与の場合の協議会からの排除)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は直ちに北九州市に報告するとともに、協議会から排除しなければならない。

- (1) 役員等（本事業に関与する者が個人である場合にはその者を、本事業に関与する者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(協議会の経費)

第9条 協議会の運営に要する費用は、株式会社エヌ・シー・エスが負担する。ただし、必要に応じて、古着リサイクル事業の参画者が適切に費用を分担するものとする。

(協議会の事務局)

第10条 協議会の事務局は、株式会社エヌ・シー・エスに置き、協議会の庶務を担当する。

(その他)

第11条 このほか、この規約に定めのない事項は、第7条第1項の規定に基づき決定し、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成26年7月11日から適用する。